

令和元年第3回養老町定例会会議録

令和元年第3回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（令和元年9月4日第1日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 認定第2号 平成30年度養老町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第3号 平成30年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第4号 平成30年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第5号 平成30年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第6号 平成30年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第7号 平成30年度養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第8号 平成30年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第9号 平成30年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第10号 平成30年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第11号 平成30年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 選任第6号 決算特別委員会委員の選任について
- 日程第15 議案第48号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第49号 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第50号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例について

- 日程第18 議案第51号 養老町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第52号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第53号 養老町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 同意第5号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第22 議案第54号 養老町防災行政無線設備更新工事請負契約の締結について
- 日程第23 議案第55号 令和元年度養老町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第56号 令和元年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 長 澤 龍 夫

○出席議員

1 番	西 脇 康	2 番	清 水 由美子
3 番	小 寺 光 信	4 番	北 倉 義 博
5 番	岩 永 義 仁	6 番	長 澤 龍 夫
7 番	大 橋 三 男	8 番	吉 田 太 郎
9 番	早 崎 百合子	10番	野 村 永 一
11番	田 中 敏 弘	12番	松 永 民 夫
13番	水 谷 久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	大 橋 孝	副 町 長	柏 渕 裕 昭
教 育 長	並 河 清 次	総 務 部 長 兼 企 画 政 策 課 長	松 岡 弘 泰
総務部総務課長	中 島 恵 美	総務部税務課長	大 倉 修
住民福祉部長兼 健康福祉課長	久保寺 利 明	住 民 福 祉 部 住 民 人 権 課 長	田 中 実
住 民 福 祉 部 子 ど も 課 長	近 藤 真由美	住 民 福 祉 部 生 活 環 境 課 長 心 得	問 山 剛
産業建設部長兼 水 道 課 長	田 中 一 也	特命事項推進監兼 産業建設部企業誘致・ 商 工 観 光 課 長	川 地 憲 元
産 業 建 設 部 農 林 振 興 課 長	川 口 智 也	産 業 建 設 部 建 設 課 長	高 橋 正 人

会計管理者兼 会計課長	田 中 隆	教育委員会事務局長兼 教育総務課長兼 スポーツ振興課長	西 川 敏 明
教育委員会 生涯学習課長	西 脇 直 樹	消 防 長	三 和 隆 夫
消 防 次 長 兼 消 防 総 務 課 長	廣 澤 幸 雄		

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	藤 田 勝 彦	議 会 事 務 局 書 記	稲 川 諭 実 彦
-------------	---------	---------------	-----------

(開会時間 午前 9 時30分)

○議長(長澤龍夫君) おはようございます。

令和元年第3回養老町議会定例会を開催するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(長澤龍夫君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

ここで、報道機関及び町広報委員に限り、今定例会開議中、議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。また、インターネット録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

ただいまから令和元年第3回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(長澤龍夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、10番 野村永一君、11番 田中敏弘君を指名いたします。

○議長(長澤龍夫君) 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、8月29日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 岩永義仁君。

○議会運営委員長(岩永義仁君) それでは報告いたします。

去る8月29日午後1時30分より、委員及び正・副議長、並びに執行部の出席のもとに開会いたしました。

協議事項は、令和元年第3回養老町議会定例会の運営についてであります。

まず会期につきましては、9月4日から9月19日までの16日間で、本会議の開会時間は午前9時30分からと決定しました。

議事日程につきましては、1. 開会宣言、2. 会議録署名議員の指名、3. 会期の決定、4. 諸般の報告、5. 議案の提案説明及び委員会付託、6. 町政一般に関する質問、7. 議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定しました。

一般質問につきましては、議会2日目の9月18日に行うこととし、発言順序は前回と同様に通告書の受け付け順とすることと決定しました。

次に、審議する議案につきましては、平成30年度決算認定についてが10件、条例の制定及び一部改正についてが6件、人事案件についてが1件、契約の締結についてが1件、

令和元年度補正予算についてが2件、以上合計20件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第4、平成30年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第13、平成30年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの計10議案は、議会初日に一括上程し、提案説明を受けて、総括質疑後、この付議事件の審査方法について決算特別委員会の設置を議題とし、設置の議決後、委員の選任を行い、審査を付託することとし、休会中に審査願うこと。また、この決算特別委員会には、地方自治法第98条第1項の権限を委任することとし、議会最終日に委員会報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経て採決すること。

次に、日程第15、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、日程第20、養老町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について、日程第23、令和元年度養老町一般会計補正予算（第2号）及び日程第24、令和元年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の計8議案については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、熟議を図るために、それぞれ所管の総務民生委員会及び産業建設委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、各委員長への質疑後、討論を経て採決すること。

次に、日程第21、教育委員会委員の任命同意については、人事案件につき、議会初日に上程し、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を省略することとし、採決すること。

また、日程第22、養老町防災行政無線設備更新工事請負契約の締結についても、契約案件につき、議会初日に上程し、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を経て採決すること。

次に、付託先の各委員会の日程については、日程第4、平成30年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第13、平成30年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの審査を付託する決算特別委員会の開催は、9月5日及び6日の2日間とし、それぞれ午前10時から。

日程第15、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、日程第19、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第23、令和元年度養老町一般会計補正予算（第2号）及び日程第24、令和元年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の計7議案の審査の付託先である総務民生委員会は、9月9日の午前10時から。

日程第20、養老町上水道事業給水条例の一部を改正する条例については、審査の付託先である産業建設委員会に、9月9日の午後1時30分から開催するよう、各委員長へ要請すること。

以上のとおり決定しました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（長澤龍夫君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日9月4日から9月19日までの16日間にいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月4日から9月19日までの16日間と決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和元年度6月から8月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 改めまして、おはようございます。

議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中を第3回の定例会に御出席を願ひまして、まことにありがとうございます。

ようやく夏の猛暑も終わりに近づいてきたのかなというような気配が漂っておりますけれども、私、最近どこに行っても1つのお話をさせていただくわけですが、それは、ことしは伊勢湾台風から60年という年のことをお話をさせていただきます。

養老町にとっては、8月の集中豪雨の決壊のほうが被害が大きかったのではないかと思いますけれども、60年たってもまだまだ水に対する不安が拭い去れない昨今の気象状況の中で思うわけでございますけれども、確かにハード面においては先輩諸氏の努力によって、堤防も強くなってきたとは思いますが、ソフト面における住民意識の希薄化といいますか、堤防は切れないものだというような、そんな思いも少なからず持っておられるのではないかと思います。

台風が来るたびに、また前線がかかるたびに、全国どこかで水害等が起きているわけでございますけれども、もう一度、60年前のあの悲惨な町史に残る災害を皆様方とともに住民の方々に御説明をし、来るべき災害に備える心構えを大きく植えつけていきたいというふうに思っているところでございます。

議員の皆様方におかれましても、体験をされた方が何人かお見えになりますので、住民の方にそういった面についてお知らせをいただきたいなあというふうに思っております。

す。当時、一人の被災者も出なかったということでございます。これがどういうことなのかというのはいろんな意見もあろうかと思いますが、やはり当時は自助・共助意識が非常に強かったのではないかというふうに思っているところでございます。そういった思いを住民の方にぜひお伝えいただければというふうに思っております。

さて、今回20の付議事案を提出させていただきました。決算認定と非常に書類の多い決算事項もございます。どうか慎重審議のほどよろしく願いを申し上げまして、冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（長澤龍夫君） それでは、日程第4、認定第2号 平成30年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第13、認定第11号 平成30年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの計10議案を一括議題として上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑をいたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま一括上程を賜りました認定第2号 平成30年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第11号 平成30年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、その概要を順次説明させていただきます。

初めに、11ページの一般会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額109億5,133万6,000円、歳出総額106億6,718万7,000円で、歳入歳出差し引き2億8,414万9,000円となっておりますが、このうち翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きますと、実質収支は2億6,359万3,000円となりました。昨年度に比べて、歳入は1億8,395万4,000円の増、歳出は1億9,831万7,000円の増でございます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

歳入のうち、一般財源である町税につきましては、固定資産税の減収などにより、対前年度比901万6,000円減の34億8,033万4,000円と、減収となりました。また、地方消費税交付金につきましては、対前年度比3,341万2,000円増の5億2,604万5,000円となりました。地方交付税につきましても、対前年度比1,213万1,000円増の22億914万6,000円となりました。

3ページをごらんいただきたいと思います。

次に、国庫支出金につきましては、保育所運営費負担金（私立分）、社会資本整備総合交付金、学校施設環境改善交付金、地方創生推進交付金などであり、対前年度比としては、5万5,000円減の9億2,958万6,000円となりました。

次に、県支出金につきましては、多面的機能支払交付金事業補助金、福祉医療費助成金（重度心身障害者）などであり、対前年度比としては、1,658万2,000円増の8億967

万9,000円となりました。

次に、寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金が大幅に増加したことなどにより1億2,022万3,000円増の2億3,986万2,000円となりました。

次に、繰入金につきましては、財政調整基金の取り崩しを行わなかったことなどに伴い、対前年度2億4,961万2,000円減の1億8,337万円となりました。

5ページをごらんいただきたいと思います。

また、地方債につきましては、防災拠点整備事業債などの町債発行額の増によりまして、対前年度比2億5万7,000円増の11億8,115万7,000円となりました。

次に、調定額のうち4,320万5,000円を不納欠損処分しましたが、このうち町税については3,860万3,000円、前年度に比べて307万6,000円の減でございます。全体としては、前年度に比べ115万9,000円の減でございます。

また、収入未済額につきましては、町税、使用料などで3億4,059万6,000円でございます。そのうち町税が2億8,779万円で、前年度に比べて3,164万1,000円の減額とはなりましたが、財源の確保と公平性の見地から、引き続き徴収の強化に努めていかなければならないと考えております。

7ページをごらんいただきたいと思います。

次に、歳出についてでございますが、目的別に構成比の高い経費から見ますと、民生費34億7,427万4,000円、構成比32.6%、総務費16億4,948万8,000円、構成比15.5%、教育費13億3,519万7,000円、構成比12.5%となっております。

また、事業費の大きいものとしましては、上多度公民館建設事業、庁舎・消防本署用発電設備改修事業、中学校空調設備改修事業、消防署耐震補強事業などがございます。

以上が、一般会計決算の概要でございます。

次に、124ページの国民健康保険特別会計についてでございます。

歳入総額40億1,744万1,000円、歳出総額35億1,344万4,000円、歳入歳出差引額が5億399万7,000円となりました。

歳入については、国民健康保険制度の見直しに伴い、県支出金、繰越金等が増額になりましたが、繰入金等が減額となり、また共同事業交付金がなくなり4億8,346万2,000円の減となりました。そのうち国民健康保険税については、7億7,315万円となり、前年度に比べ4,272万2,000円の減となりました。それから、不納欠損額が2,051万円、収入未済額が2億4,011万7,000円となっており、町税と同様に、できるだけ少なくなるように進めてまいりたいと思っております。

歳出については、国民健康保険制度の見直しに伴い、国民健康保険事業費納付金等が増額になりましたが、医療費の減少に伴う保険給付費の支出の減少、共同事業拠出金の支出がなくなり、4億7695万3,000円の減となりました。

次に、149ページの簡易水道特別会計でございますが、歳入総額3,491万7,000円、歳

出総額975万5,000円、歳入歳出差引額が2,516万2,000円となりました。歳入については、繰越金等の増額により473万4,000円の増となりました。歳出については、施設修繕費の減少に伴う需用費の減額により、前年度に比べて342万1,000円の減となりました。

次に、158ページの食肉事業センター特別会計でございます。

歳入総額が1億3,438万8,000円、歳出総額1億3,343万3,000円、歳入歳出差引額95万5,000円となりました。歳入については15万円の増となりましたが、歳入のうち事業収入につきましては6,936万5,000円で、前年度に比べて252万5,000円の減となりました。歳出については、74万3,000円の減となりました。

次に、173ページの住宅新築資金等貸付特別会計でございます。

歳入総額6,629万1,000円、歳出総額530万1,000円、歳入歳出差引額6,099万円となり、主に貸付金の元利収入をもって公債費の償還を行っているものであり、法的措置についても順次進めております。

次に、182ページの公共下水道事業特別会計でございます。

歳入総額3億7,069万7,000円、歳出総額3億5,919万1,000円、歳入歳出差引額1,150万6,000円となりました。歳入については1,287万円の増となり、歳入のうち下水道使用料は1億518万3,000円で、また不納欠損額は100万円、収入未済額は588万1,000円でございます。歳出については、総務費及び処理場管理費の増額により、前年度に比べて1,196万3,000円の増となりました。

次に、195ページの農業集落排水事業特別会計でございます。

歳入総額2,962万9,000円、歳出総額2,806万3,000円、歳入歳出差引額156万6,000円となりました。歳入については170万4,000円の減となり、歳入のうち農業集落排水使用料は740万1,000円で、収入未済額は26万円でございます。歳出については、前年度とほぼ同額でございます。

次に、206ページの介護保険事業特別会計でございます。

歳入総額29億2,158万円、歳出総額27億1,778万5,000円、歳入歳出差引額2億379万5,000円となりました。歳入の合計は、前年度に比べて1,462万円の増でございます。歳入のうち介護保険保険料は6億6,101万6,000円で、8,575万円の増でございます。また、不納欠損額は569万5,000円で、収入未済額は1,391万7,000円でございます。

歳出は、前年度に比べて2,045万9,000円の増となり、歳出のうち保険給付費が5,166万1,000円の増で、24億8,838万1,000円となりました。

次に、233ページの介護サービス事業特別会計でございます。

歳入総額1,648万8,000円、歳出総額1,564万8,000円、歳入歳出差引額84万円となり、前年度とほぼ同額となりました。

最後に、242ページの後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入総額3億1,122万5,000円、歳出総額3億1,104万4,000円、歳入歳出差引額18万

1,000円となりました。歳入については、前年度に比べて220万円の減となり、歳入のうち後期高齢者医療保険料は、前年度に比べて355万円の減の2億683万3,000円で、不納欠損額は9万6,000円、収入未済額は376万7,000円でございます。歳出については、142万6,000円の減となりました。

以上で、一括上程されました認定第2号から認定第11号までの決算の認定についての概要説明とさせていただきます。

一般会計の詳細につきましては、担当部長に補足説明をさせますので、十分御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 松岡総務部長、補足説明。

○総務部長兼企画政策課長（松岡弘泰君） それでは、一般会計について補足説明をさせていただきます。

まず、5ページの歳入につきましては、合計で109億5,133万5,638円、前年度に比べて1億8,395万3,416円の増でございます。

1ページをごらんください。

最初に、一般財源であります町税につきましては、町民税、軽自動車税は増加しましたが、固定資産税、町たばこ税、入湯税が減収となったことにより、34億8,033万3,571円で、対前年度901万6,788円のわずかな減少となりましたが、そのほかの一般財源であります地方消費税交付金は3,341万2,000円増の5億2,604万5,000円となり、地方交付税については、普通交付税の増に伴い対前年度比1,213万1,000円増の22億914万6,000円となりました。

3ページをごらんください。

次に、国庫支出金につきましては、5万4,838円減の9億2,958万5,666円で、内訳としましては、社会資本整備総合交付金1億3,376万3,000円、保育所運営費負担金（私立）1億37万7,000円、学校施設環境改善交付金1,771万9,000円、地方創生推進交付金1,734万3,000円などでございます。

次に、県支出金につきましては、1,658万2,435円増の8億967万9,031円で、内訳としましては、福祉医療費補助金1億2,411万8,000円、多面的機能支払交付金事業補助金9,970万3,000円などでございます。

次に、寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金が大幅に増加したことなどにより、1億2,022万3,383円増の2億3,986万2,098円となりました。

次に繰入金につきましては、財政調整基金及び減債基金の取り崩しを行わなかったことにより、2億4,961万1,941円減の1億8,336万9,998円で、内訳としましては、ふるさと応援基金繰入金7,000万円、まちづくり整備基金繰入金6,500万円などでございます。

5ページをごらんください。

次に、町債につきましては、2億5万7,000円増の11億8,115万7,000円で、内訳とし

ましては、臨時財政対策債 4 億 5,925 万 7,000 円、防災拠点整備事業債、庁舎・消防本署用発電設備改修事業の分ですが、1 億 5,240 万円、社会教育施設整備事業債、上多度公民館建設事業の分ですが、1 億 5,100 万円などでございます。

次に、歳入の調定額のうち 4,320 万 4,528 円を不納欠損処分しましたが、この内訳としましては、町税 3,860 万 2,868 円、コミュニティプラント使用料 13 万 6,360 円、住宅使用料 439 万 9,600 円などでございます。不納欠損額につきましては、前年度に比べまして 115 万 9,397 円の減でございます。

また、収入未済額につきましては、町税負担金、使用料、手数料、財産収入で、3 億 4,059 万 5,668 円でございます。そのうち町税が 2 億 8,779 万 473 円で、前年度に比べて 3,164 万 30 円の減となっております。

次に、7 ページの歳出でございますが、合計で 106 億 6,718 万 7,104 円となり、前年度に比べて 1 億 9,831 万 7,580 円の増でございます。

歳出の主なものとしまして、庁舎・消防本署用発電設備改修事業 1 億 8,230 万 2,920 円、ネクスト 100 プロジェクト事業 3,065 万 4,267 円、養老消防署耐震補強事業 7,653 万 9,600 円、小学校空調設備改修事業 5,142 万 6,360 円、中学校空調設備改修事業 1 億 1,684 万 7,360 円、上多度公民館建設事業 2 億 2,603 万 1,689 円などでございます。

117 ページの歳出合計欄をごらんください。

翌年度繰越額は、繰越明許費繰り越しが 3 億 8,780 万円で、そのうち一般財源については 2,055 万 6,000 円でございます。

続きまして、別途配付してございます養老町の財政指標、普通会計について説明させていただきます。

普通会計から見た財政指標ですが、確定数値ではなく速報数値となりますが、経常収支比率につきましては、前年度に比べて 0.4% 上昇し、89.1% となりました。これは、町税等が減少した一方で、地方消費税交付金や地方交付税の増加により、経常的一般財源等は増加したものの、物件費の増加や維持補修費の微増に伴う経常的経費充当一般財源等の増加によるものです。

次に、普通会計の地方債残高は、後年度に地方交付税に算入される臨時財政対策債の残高が引き続き増加していることや、防災拠点整備事業債などの町債発行額の増加などにより、前年度に比べ 4 億 3,382 万 3,000 円増の 105 億 4,407 万円となりました。また、健全化判断比率についてですが、実質公債費比率が対前年度比 0.2% 減の 7.5%、将来負担比率は 2.8% 減の 88.1% となり、指標としては特に問題のない数値となっております。

以上で、一般会計決算の補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は決算特別委員会を設置し、その委員会に審査を付託したいと思いますの

で、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

初めに、一般会計について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） ただいま総務部長より、養老町の財政指標の健全化判断比率の状況の説明で、問題のない数字というふうな答弁がありましたが、平成26年から平成32年までを明記した中長期財政計画から平成30年度一般会計決算を検証してみました。

将来にわたり安定した財政運営を担保するため、平成32年度までに財政調整基金残高を20億円にするとうたっています。しかし、決算年度末現在では、9億6,159万余です。財政構造の弾力性を測定する指標、低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示す経常収支比率ですが、計画では80%未満との数値を掲げていますが、平成28年度から3年間は年々高くなり、平成30年度は89.1%、また将来負担比率も70%未満の数値を目標に掲げていますが、平成26年度76.3%に対し、平成30年度は88.1%となり、今後実質公債費比率の増大などにより、財政運営上の問題が生じる可能性を危惧しています。中長期財政計画から見た平成30年度の財政指標をどう捉えているのか伺います。問題のない数字というふうに答弁がありましたが、質問にも答弁いただければ幸いです。

2点目は、職員研修事業について伺います。

決算書の206ページ、款2項1目1の一般管理費の上から5番目です。

予算額162万4,200円に対して多くの不用額を残しています。職員の意識改革、専門性、コンプライアンス研修のさらなる充実が求められている中で、このような決算額となった要因について伺います。

○議長（長澤龍夫君） 松岡総務部長。

○総務部長兼企画政策課長（松岡弘泰君） ただいまの水谷議員の1点目の件につきまして、お答えをさせていただきたいと思えます。

議員おっしゃったとおり、経常収支比率につきまして、年々上昇しておるということでございますし、将来負担比率につきましても、目標の70%台から離れまして、88.1ということで、非常に厳しい数字ではないかという御意見だと思います。

また、財政のほうとしましても、その点につきましては、非常にそのとおりであるというふうに自覚しております。経営数値としては問題のない数値であるということでは御報告させていただいておりますが、年々数値的に非常に財政としては厳しいということとは重々承知しております。

また、今後人口が減少していくということが予想されますし、高齢者の増加、また各

種インフラですね、公共施設等も老朽化していくようなところで、財政状況はますます厳しくなるということは予想されておると思います。

その点につきまして、今現在、経営数値としては問題のない数値では現在のところはありますが、今後このまま手をこまねいておりますと、非常にまた財政運営が厳しくなってくるということは想定されると思いますので、ますます行財政改革を一層推進し、費用対効果を考慮して限られた財源を有効に使うように、財政としても努力してまいりたいと思いますし、議員の皆様につきましても、こちらから提示させていただきます予算案等につきまして、厳しくチェックいただきまして、よりよい御意見等をいただければ、それを反映させていきたいというふうに考えております。

今後とも一層努力させていただきますので、よろしくお願いしたいと思っております。お願いします。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） 2点目の水谷議員の御質問についてでございますが、職員研修についてでございますが、昨年度につきましては、個々にそれぞれ職員が県のほうの主催でやっております研修等におのおの出向いているというのもございますが、本町においては、コンプライアンス研修ということで、講師のほうに費用がかからない形で研修のほうは実施はさせていただいております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 当町は、残念ながら財政力が豊かで強い町では決してありません。将来支払う負担の一般会計に対する割合が高くなり、政策的に使える財政的余裕が心配されます。町民の多くは、子供たちに大きな負担を強いてはいけないと、身の丈に合った財政運営をしてほしいと、そういう声がよく聞かれます。

自主財源確保は待ったなしです。町民生活を支える、そして安定した財政力にしていこう、この点では町長が構想に持っておられる道の駅構想、これは本当に政策的にも大きく議論していかなければいけないというふうに思っております。自主財源確保についての新しい観点での答弁がいただけるとありがたいと思います。

2点目は、昨年、総務民生委員会の視察で奈良県の広陵町の税の取り組みを研修してきました。収納債権管理の一元化、コスト意識の定着、徴収職員と納税者の意識改革に取り組み、税収に大きな成果を上げている町です。この広陵町も、先進的な自治体の研修を幾つも重ね、広陵町にふさわしい中で税に対しては前進している町でございます。

そして、滋賀県野洲市です。残念ながら、質問でぜひ担当課に出向いてほしいということでしたが、相手先の受け入れができないということで、養老町から野洲市の研修はされていないということですけれども、市税などの滞納があった場合、督促状と一緒に納税者に借金はありますかと書いたチラシを目立つように必ず入れて、多重債務があ

れば法律家を紹介したり、就職の支援に面接用のスーツやバッグも市が貸し出しているというようなことも聞き及んでいます。これまでも職員研修を充実すべきだと言ってきましたけれども、もう少し、せっかく144万4,000円の予算、講師が無料だということでしたけれども、養老町にふさわしい職員の資質が上がるような、そういう研修に、私は職員研修費は非常に補正を上げてもいいくらいに思っております。そんな高価な金額は要さないと思いますので、もう少し職員の資質向上、コンプライアンスなどに対しての研修を充実されることを要望しておきたいというふうに思います。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 自主財源についての考え方ということでございますけれども、町税、それから固定資産税等が、人口減少等でこれから今後伸び悩むということは、ある程度想像がされるところでございますけれども、一つ養老町としては明るい兆しは、2つのインターができて、企業誘致、特にサラダコスモ等も進出が決定をして、工事が進められております。それから、幾つかの進出企業もございます。そういった意味で、まちの活性化とともに自主財源の土台が見込まれていくというふうに考えております。

それと、ふるさと納税についてでございますけれども、これは、重要な自主財源になり得るということで、特命チームを組んでこの我がまちをPRするとともに、ふるさと納税に参加をいただける方々をふやそうということで、今取り組んでいるところでございます。そういったことで、この1,300年を機にインターチェンジの開通等について、やはり高額の投資もしたところではございますけれども、徐々にその効果はあらわれてくるというふうに見込んでいるところでございます。

そういった意味で、問題のない数字であるというふうには申しましたけれども、御指摘のとおりであることは間違いございませんが、それ以外の手だてもしっかりとこれから打っていくということでございますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 続きまして、特別会計についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 特別委員会を組んで審査をするということですが、国保についてですが、平成30年度から納期を8期から10期に新しく2期分ふやし、1期分の被保険者の負担を軽減するとしましたが、どのように評価検証されているのか、収納率及び被保険者の納税に対してどのような変化があるのかお答えいただきたいというふうに思います。

それから、後期高齢ですけれども、減免の被保険者数の実績などについて伺えればありがたいというふうに思います。

○議長（長澤龍夫君） 大倉税務課長、答弁。

○総務部税務課長（大倉 修君） ただいまの水谷議員の質問ですけれども、国民健康保険税の収納率につきましては、平成29年度と30年度と比較しまして、合計といたしましては0.51ポイント減少しておりますけれども、現年分に限りましては逆に0.51ポイント全体では収納率のほうは上がっていることから、その成果はあったのではないかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 田中住民人権課長。

○住民福祉部住民人権課長（田中 実君） 先ほどの水谷議員の質問ですけれども、平成30年度から国保の主体事業のほうが県のほうに移管されまして、そのことにつきましての資料のほうは、今手持ちでございませんので、後ほど答えさせていただきたいと思えます。

○13番（水谷久美子君） 了解しました。わかりました。

○議長（長澤龍夫君） 久保寺住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） ただいまの水谷議員から後期高齢の減免の実績等のお尋ねがございますが、私のほうでちょっと申しわけない、資料が手元でございませんので、後ほど回答させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

日程第4、認定第2号から日程第13、認定第11号までの10議案については、10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、日程第4、認定第2号から日程第13、認定第11号までの10議案については、10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会に、地方自治法第98条第1項の権限を委任することにしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会に地方自治法第98条第1項の権限を委任することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） それでは、日程第14、選任第6号 決算特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第7条第3項の規定により、議会において選任することになっております。同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがいまして、決算特別委員会委員には、13番 水谷久美子君、12番 松永民夫君、10番 野村永一君、9番 早崎百合子君、7番 大橋三男君、5番 岩永義仁君、4番 北倉義博君、3番 小寺光信君、2番 清水由美子君、1番 西脇康君、以上の10人を指名することといたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員には、ただいまの10人を選任することと決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開時間は後でお知らせいたします。

なお、休憩中に決算特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。委員会は4階北委員会室においてお願いいたします。

（午前10時24分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（長澤龍夫君） 休憩を解き、再開します。

休憩中に、先ほどの水谷議員の質問について、田中住民人権課長、久保寺住民福祉部長より申し出がありましたので、許可いたします。

田中住民人権課長。

○住民福祉部住民人権課長（田中 実君） 先ほどの水谷議員からの質問の国保制度の改正によって町民の方がどのように受け入れられたかということについて回答いたします。

先ほど税務課長のほうがお答えしましたとおり、8期から10期になったことと、あと窓口のほうのトラブル等も何もございませんので、皆さんには受け入れられたと考えます。以上です。

○議長（長澤龍夫君） 久保寺住民福祉部長。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、先ほど水谷議員から御質問がありました後期高齢の保険料の軽減のことでございますけれども、この保険料、後期高齢の対象者が4,285名のうち軽減対象になられた方が2,908名、金額といたしましては8,103万9,582円、割合としては28.24%という数字になっております。以上です。

○議長（長澤龍夫君） 続きまして、休憩中に決算特別委員会が開催されました。その結

果について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長 大橋三男君。

○決算特別委員長（大橋三男君） 決算特別委員会の報告を行います。

ただいまの休憩中に、委員全員の出席のもとに決算特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選でございます。

協議の結果、委員長には、不肖私、大橋三男が指名推選により、副委員長には水谷久美子委員が指名推選により選任をされました。

もとより微力な私ではございますが、委員各位の御協力をいただきながら、平成30年度一般会計及び各特別会計の決算審査を行いたいと存じます。

なお、審査に当たっては、議会が決定した予算が町民のためにどう施策展開され、町民の立場から1年間に実現された主要施策がどんな意味を持っていたのかを総括し、新年度の予算議会につなげ、生かしていきたいと思っております。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

○議長（長澤龍夫君） 決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第15、議案第48号から日程第20、議案第53号までの6議案は、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第15、議案第48号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第48号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について説明をさせていただきます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が、令和元年6月14日に公布されたことに伴い、養老町職員等の旅費に関する条例のほか、3つの条例について所要の改正を行うものでございます。

今回改正する関係条例は、次の4つの条例でございます。

- 1つ、養老町職員等の旅費に関する条例。
- 2．養老町職員の給与に関する条例。
- 3．養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例。
- 4．養老町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例。

以上4つの条例でございます。

要旨でございますが、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化されたことに伴い、関係条例について各法律からの引用部分の改正及び欠格条項に関する規定の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、補足説明。

○総務部総務課長（中島恵美君） それでは、私のほうから第1条、養老町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例及び第2条、養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

今回の法律の制定により地方公務員法が改正され、地方公務員の欠格条項から成年被後見人または被保佐人（法第16条第1号の規定）が削除されました。これに伴いまして、養老町職員等の旅費に関する条例及び養老町職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。

まず、第1条、養老町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてですが、第3条第3項につきましては、法第16条を引用する部分の改正を行うものです。

第3条第5項及び第6項につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に準じて改正を行うものであります。

次に、第2条、養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、期末手当、勤勉手当及び休職者の給与の規定につきまして、第1条の改正と同様に法第16条の改正に伴い、同条第1号に係る失職規定を削除するものです。

次に、施行日についてであります。第1条及び第2条の規定は、いずれも令和元年12月14日から施行いたします。

以上で、第1条及び第2条についての補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 近藤子ども課長、補足説明。

○住民福祉部子ども課長（近藤真由美君） それでは、私のほうから第3条、養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

今回の法律の制定により児童福祉法が改正され、養育里親及び養子縁組里親の欠格条項から成年被後見人または被保佐人（法第34条の20第1項の規定）が削除されました。これに伴い、養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

条例第24条第2項第2号につきましては、法第34条の20第1項を引用する部分の改正

を行うものです。

第3条の施行日についてであります。令和元年12月14日から施行するものといたします。

以上で、第3条の補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 廣澤消防次長、補足説明。

○消防次長兼消防総務課長（廣澤幸雄君） それでは、第4条、養老町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について私のほうから補足説明をさせていただきます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定（欠格条項）を設けている各制度について関係規定の削除が必要となりました。

このため、養老町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の第4条中第1号を削り、また同条第2号「禁固」を「禁錮」に改め、同条第3条中「免職」を「懲戒免職」に改め、用語の整理を行うとともに、欠格条項に係る規定の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和元年12月14日から施行するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第16、議案第49号 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第49号 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について説明をさせていただきます。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）が、令和元年10月1日に施行され、新たに子育てのための施設等利用給付制度が創設されることに伴い、養老町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例及び養老町認定こども園条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 近藤子ども課長、補足説明。

○住民福祉部子ども課長（近藤真由美君） それでは、私のほうから第1条、養老町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例及び第2条、養老町認定こども園条例の一部を改正する条例について補足説明させていただきます。

今回の子ども・子育て支援法の一部改正により、従来の子供のための教育・保育給付の認定と、新たに創設された子育てのための施設等利用給付の認定とが区別されました。これに伴い、養老町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例及び養老町認定こども園条例の一部を改正するものです。

まず、第1条、養老町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、第3条第1項及び第4条において、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改正し、語句の整理を行うものです。

次に、第2条、養老町認定こども園条例の一部を改正する条例につきましては、第5条において「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改正し、語句の整理を行うものです。

なお、施行日についてでございますが、令和元年10月1日から施行をいたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質問は総括的、あるいは大綱的な質問にとどめていただくようお願いします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 令和元年10月1日の施行日ですけれども、国のほうにおいては、最近の報道の中で国の本案に対して四十数カ所の間違いがあったというようなこと

が報道されておりますが、そこら辺の関係ではきちっとした対応を養老町及び各自治体はできているのか、また、今回条例改正がありました、語句の改正などは今後議会に上程されていくのか、その辺についてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（長澤龍夫君） 近藤子ども課長。

○住民福祉部子ども課長（近藤真由美君） 水谷議員の御指摘のように、語句が誤っていたということは既に町のほうにも情報が来ておりまして、それに対する対応はしております。また、今回の上程した部分に関しての語句の誤りはございません。さらに改定する部分があるものに関しては、いろんな方法で議会の皆さんにお知らせしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第17、議案第50号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第50号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が令和元年11月5日に施行され、女性活躍推進の観点から住民票や個人番号カード等への旧氏の記載が可能となることに伴い、印鑑登録事務においても旧氏による印鑑登録を行うことができるようにするため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

また、人権擁護の観点から、印鑑登録証明書の記載事項から性別欄の削除を行うため、あわせて所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 田中住民人権課長、補足説明。

○住民福祉部住民人権課長（田中 実君） それでは、私のほうから補足説明させていた

だきます。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令により、氏に変更があった者は住民票に旧氏の記載を求めることが可能となることに伴い、旧氏による印鑑登録を行うことができるようにするため、総務省通知であります印鑑登録事務処理要領が改正され、その改正に準じて本条例について所要の改正を行うものであります。

また、人権擁護の観点から、L G B T（性的少数者）に配慮し、印鑑登録証明書の性別欄を削除するため、あわせて所要の改正を行うものであります。

まず、第6条第1項、第7条第1項第3号、第13条及び第15条第3項第1号につきましては、旧氏を追加する改正を行うものであります。

次に、第7条第1項第5号及び第15条第3項第3号につきましては、印鑑の登録及び印鑑登録証明書に関連する事項において、「男女の別」の性別欄を削る改正を行うものであります。

次に、施行日についてであります。この条例は令和元年11月5日から施行します。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第18、議案第51号 養老町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第51号 養老町税条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

このたびの改正につきましては、平成31年度税制改正大綱を踏まえた地方税法等の一

部を改正する法律が、平成31年3月29日に公布されたことに伴いまして、養老町税条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容といたしましては、子供の貧困に対応するための個人住民税の非課税措置並びに軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置及び軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）の延長・見直しでございます。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 大倉税務課長、補足説明。

○総務部税務課長（大倉 修君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

今回の条例の一部改正につきましては、施行期日の違いから2条建てで改正を行うものでございます。

まず、第1条による改正は、養老町税条例の一部を改正する条例でございます。

資料の養老町税条例新旧対照表（第1条関係）の1ページをごらん願います。

第28条の2につきましては、個人住民税の申告について定めたものでございますが、年末調整の適用を受ける納税義務者が町民税の申告書を提出する場合において、記載事項の一部を簡素化されたことに伴う規定の整備でございます。

次に、第28条の3の2につきましては、所得税に関する扶養控除申告書を提出しなければならない給与所得者に対して、町民税に係る扶養親族等申告書についても提出義務を定めるものでございますが、ひとり親である単身児童扶養者に該当することの記載事項を申告書に追加するものでございます。

次に、2ページをごらん願います。

第28条の3の3につきましては、所得税に関する扶養控除申告書を提出しなければならない公的年金受給者に対して、町民税に係る扶養親族等申告書についても提出義務を定めるものでございますが、前条の改正と同様、ひとり親である単身児童扶養者に該当することの記載事項を申告書に追加するものでございます。

第28条の4第1項につきましては、第28条の2の改正に伴う規定の整備でございます。

次に、3ページでございますが、附則第12条の2につきましては、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に当たっては、当分の間、県が行うこととする特例について定めたものでございますが、前条の次に新たに1条を加えたことにより、同条を附則第12条の2の2に繰り下げるとともに、平成28年に発覚しました自動車メーカーの燃費試験不正問題を受け、同様の事態が発生した際には、不正を行ったメーカーが不正により発生した税の不足額を納付することを明確にする規定等を加えるものでございます。

新たに1条を加え、附則第12条の2となった規定につきましては、令和元年10月1日から環境性能割において税率1%でスタートする予定であった令和2年度基準を達成し

た自家用自動車を令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した場合には、取得時の負担感を緩和するため、臨時的に非課税とするものでございます。

次に、5ページでございますが、附則第12条の6につきましては、軽自動車税の環境性能割の特例について定めたものでございますが、こちらは令和元年10月1日から環境性能割において税率2%でスタートする予定であった令和2年度基準に満たない自家用自動車を令和元年10月1日から令和2年9月30日の間に取得した場合には、取得時の負担感を緩和するため、税率を臨時的に1%にするものでございます。

附則第13条につきましては、軽自動車税の種別割のグリーン化特例について定めたものでございますが、現行のグリーン化特例をこれまでと同様に種別割にも適用させ、そのまま2年間延長するものでございます。

附則第13条の2につきましては、附則第12条の2の2の環境性能割の賦課・徴収の特例と同じく、平成28年度に発生いたしました自動車メーカーの燃費試験不正問題を受け、同様の事案が発生した際には、不正を行った自動車メーカーが不正により発生した税の不足額を納税することを明確にする規定等を軽自動車税の種別割にも設けるものでございます。

次に、第2条による改正は、養老町税条例の一部を改正する条例でございます。

資料の税条例新旧対照表（第2条関係）の1ページをごらん願います。

第17条につきましては、個人の町民税を課することができない者の範囲について定めるものでございますが、前年の合計所得金額が135万円以下で、児童扶養手当の支給を受けている児童の父または母のうち、現に婚姻をしていないひとり親、または配偶者の生死の明らかでないひとり親を個人町民税の非課税措置の対象に加えるものでございます。

次に、附則第13条につきましては、軽自動車税の種別割のグリーン化特例について定めたものでございますが、第1条の改正により、現行のグリーン化特例の適用期間を2年間延長した後、その後の2年間については電気自動車及び天然ガス自動車における75%軽減の対象の自家用乗用車に限り、この特例を延長して適用させるものでございます。

最後に、附則といたしまして、第1条につきましては施行期日を定めるもので、当該各号に定める日からそれぞれ施行するものでございます。

また、附則第2条から第6条につきましては、今回の改正に伴います町民税及び軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ定めるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） それでは、日程第19、議案第52号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第52号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第61号）等が令和元年8月1日に施行されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容としましては、災害救助法が適用される災害援護資金の貸付等に係る規定の改正を行い、また災害弔慰金・災害障害見舞金支給事務に係る養老町災害弔慰金等支給審査委員会の設置等の規定を設けるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますのでよろしく願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 久保寺住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

資料の災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表をごらんください。

初めに、災害弔慰金の支給等に関する条例の目次に第5章雑則を追加します。

次に、第15条第3項の改正は、災害弔慰金法の一部改正により、引用する法第13条の償還金の支払い猶予が新たに規定されたことに伴い、第13条第1項を第14条第1項に条番号を繰り下げ、また法第16条の報告に関する規定が新たに設けられたこと。また、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正により、引用する令第10条、第11条の規定が削除され、令第12条で償還金の支払い猶予に関する規定が新設されたことに対応

するものであります。

次に、第5章、雑則、第17条の養老町災害弔慰金等支給審査委員会の設置規定の新設についてでございます。

災害弔慰金法の一部改正により、法第18条において、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、審議会その他の合議制の機関設置の努力義務規定が新設されたことに対応するものでございます。

また、附則第1項において、この条例は、公布の日から施行するものとします。

次に、附則第2項においては、養老町災害弔慰金等支給審査委員会の設置に伴い、養老町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年養老町条例第15号）の一部を改正するもので、災害に関連する死傷病の関係を特定する専門的知見の必要性を鑑み、医師・弁護士等の医療・法務関係者に1回2万400円、医療ソーシャルワーカー等の保健・福祉関係者に1回1万6,000円を報酬額とするものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 今回、支給審査委員会を設置ということで、想定される人数は何名かということと、それからこの人数に対しては、人口規模等々でよその市町との横並びではなくて、そういう人口規模によって人数が変動されるのかということがまず1点。

それから、近隣市町との費用弁償額といいますか、これは全国一律なのか、町独自で決めておるのかということ。

それから、その災害弔慰金とか見舞金の金額ですね、これはある程度国からガイドラインが来ているのか、その辺3点お尋ねしたいと思います。

○議長（長澤龍夫君） 久保寺住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） ただいまの田中議員の御質問に答えさせていただきます。

今回の条例改正に当たりましては、7月9日に内閣府政策統括官のほうより、この法改正の内容であるとか趣旨等の通知がありました。その中で、この委員会の設置の参考例として、人数あるいは構成職種についての資料が来ております。その中で、この委員会の人数につきましては4名から7名ということ、そして委員構成の職種としては医師、

弁護士、市町村の職員、その他として大学教授、ソーシャルワーカーというような例が設けてあります。これに従いまして、本町におきましては委員としては5人を想定しておりまして、その内訳といたしましては、医師1名、弁護士1名、大学教授1名、それからソーシャルワーカー1名、そういった担当部署ということで住民福祉部長、以上の5名を想定しております。

また、委員の費用弁償につきましては、養老町の非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の中で、今やっております介護認定審査委員会、あるいは障害支援区分認定審査委員会において、医療関係者の報酬というのは2万400円、また保健・福祉関係が1万6,000円となっております。それに合わせた金額を今回改正しようと思うものであります。

また、最後の災害見舞金の関係でございますが、受給対象者が負傷または住居家財に被害を受けた者で、貸付限度額が350万となっております。

以上です。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第20、議案第53号 養老町上水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案の理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第53号 養老町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を図ることを目的として水道法の一部が改正され、指定給水装置工事事業者の指定期間に期限が設けられ、更新制度が導入されることとなりました。また、水道法施行令に条ずれが生じたため、養老町上水道事業給水条例について所要の改正を行うものでございます。なお、水道法の一部を改正する法律は、令和元年10月1日から施行されます。

詳細につきましては、水道課長に補足説明をさせますので、十分な審議を賜りますよ

うよろしく願いいたします。

○議長（長澤龍夫君） 田中産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議会定例会資料の養老町上水道事業給水条例新旧対照表をごらんください。

第7条第4項及び第35条第1項の改正は、水道法の改正により、水道法施行令に条ずれが生じたため、関係する箇所について所要の改正を行うものであります。

また、第31条の改正は、水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定期間が5年となり、指定の更新制を導入することに伴い新設したものです。水道法改正の趣旨としましては、給水装置工事事業者の指定期間に有効期限がなく、事業者の廃止や休止などの実態を把握することが困難である現状の改善と、事業者の支出が継続して保持されるよう、制度改正が必要となり、指定の更新制が導入されたものでございます。なお、更新に係る費用は1件1万円となります。

施行日につきましては、この条例は令和元年10月1日から施行します。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第21、同意第5号 教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

本案は、同意の人事案件につき、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を省略することとし、採決を行います。

それでは、町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第5号 教育委員会委員の任命同意について、説明をさせていただきます。

町教育委員会委員の藤田高明氏の任期が、令和元年10月16日をもって満了することに伴い、現在養老小学校のPTA会長をされており、保護者でもある卯田友美氏を新たに教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、同意を求めるものでございます。

住所、岐阜県養老郡養老町押越679番地。氏名、卯田友美。

なお、委員の任期につきましては、同法第5条の規定により、令和元年10月17日から4年間となります。

以上で、同意第5号 教育委員会委員の任命同意についての提案説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 8番 吉田太郎君。

○8番（吉田太郎君） 卯田友美さんですけれども、養老小学校の現職のPTA会長ですけれども、それに対してはよろしいですか、お聞きします。現職。

○議長（長澤龍夫君） 並河教育長、答弁。

○教育長（並河清次君） 吉田議員の質問にお答えさせていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、次の各号に該当する者は教育長または委員となることはできないという中に、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、また2番目として、禁錮以上の刑に処せられたものということがあります、それらに該当しないということで、大丈夫と考えております。終わります。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 今回、民間の方が教育委員会委員になられたということで歓迎しておるわけですが、以前にもそういう方から御意見いただいて、先生のOBだけでなく、教育委員会やはり一般の方からも選任すべきじゃないかというような、現役のときに意見をいただきました。

今、構成はどういうふうでしょうか。先生のOBと一般の方と、教育委員のメンバー構成は。ちょっとその点お尋ねしたいと思います。

○議長（長澤龍夫君） 並河教育長、答弁。

○教育長（並河清次君） 田中議員の質問にお答えさせていただきます。

現在は私を含めて5名の教育委員会を構成しておりますが、そのうちの4名が教員OBで、1名が一般の方です。次回、この方が任命されますと、同じ構成になります。ただし、現在女性は1名ですけれど、5名のうち2名が女性になるというふうになります。以上です。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第22、議案第54号 養老町防災行政無線設備更新工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件は、提案理由を受け、質疑、討論を経て採決を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第54号 養老町防災行政無線設備更新工事請負契約の締結についての説明をさせていただきます。

養老町防災行政無線設備更新工事については、防災行政無線をデジタル化整備するものであり、養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますのでよろしく願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、補足説明。

○総務部総務課長（中島恵美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

養老町防災行政無線設備更新工事では、役場内に設置してあります防災行政無線の親局及び町内各地に設置してあります拡声子局についてデジタル化整備等を実施するものであります。

その内容を御説明申し上げます。

1. 契約の目的、養老町防災行政無線設備更新工事。
2. 契約の方法、事後審査型条件つき一般競争入札。
3. 契約金額、税込みで4億9,500万円。

4. 契約の相手方、岐阜県大垣市加賀野4丁目1番地10、中央電子光学株式会社大垣支店、支店長 伊藤直樹。

5. 工期、本契約締結の日から令和3年3月24日。

6. 工事場所、養老町地内。

7. 工事概要、防災行政無線デジタル化整備に伴う電気通信工事。同報系、親局設備一式、遠隔制御装置一式、子局設備一式。移動系、基地局整備一式、移動局整備一式。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） デジタルの無線化ということで、4億9,500万円という高額な事業でございますが、現在行われております防災無線、これにかわって新規にデジタル化ということで、具体的にどのようにかわるのかということを1点。

それから2点目ですが、4億9,500万円の財源に関して、負担割合、国からどのくらいの助成金が来ておるか、県がどれだけか、養老町がどれだけの負担をするか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） 1点目の松永議員の御質問に回答させていただきます。

今回のデジタル化の工事の事業概要についてでございますが、こちらは役場に設置してございます親局の設備、あと町内全域に整備してございます拡声子局設備について、デジタル化の整備を行うものでございます。

拡声子局、スピーカーのことをいいますが、こちらにつきましては、昨年度実施いたしました電波伝搬調査の結果を踏まえまして、現在防災行政無線が聞き取りづらいと想定される地域におきまして、新たに拡声子局を増設することと、あと既存のスピーカーより高機能なスピーカーを整備することと、音声の明瞭化を図り、町内全域で聞こえやすくなるように整備をするものでございます。

現在使用しております戸別受信機ですとか、あと防災ラジオにつきましては、デジタル化によりまして使用ができなくなるため、デジタル化に対応した戸別受信機を導入する予定でございます。

また、現状の町からの情報伝達手段としましては、防災行政無線のほかに、安心・安全メールですとか、町のホームページへの掲載、あとケーブルテレビ等によるテロップ情報等がございますが、さらなる情報伝達手段の充実を図るということで、新たな情報伝達手段といたしまして、スマートフォン向けの防災アプリを導入する予定でございます。

す。

続きまして２点目の御質問でございますが、こちらは財源措置ということになります
が、こちらにつきましては、緊急防災・減災事業債という起債のほうを活用させていただ
きます。この起債につきましては、充当率が100%でございます、そのうち地方税
算入率が70%ということになります。あと撤去費だけは、起債の対象外経費ということ
になりますので、以上が財源措置ということになります。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 子局を増設するというお話でした。現在の子局、現在あるいわ
ゆる拡声器ですか、これも全部新しくデジタル化に伴ってつけかえるということによ
ろしいでしょうか。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、自席にて答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの御質問でございますが、子局のほうでござ
います、実際に昭和63年に親局及び子局13基を設置いたしておりまして、平成10年に
11基、平成12年に11基、平成14年に1基、平成22年に1基増設をしております。

子局の支柱の耐用年数が40年ということでございまして、昭和63年に設置いたしまし
た13基の子局が33年経過しているということから、この13基については支柱ごと建てか
えをさせていただきまして、残りの子局につきましては、支柱を残してスピーカー等の
機器のみをデジタル化に更新するということでございます。

以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 増設ということで、全ての子局の総計はどのぐらいになります
か。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、自席にて答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） 済みません、今の御質問ですが、現在の拡声子局は37
基ございます。今回聞こえにくいと想定される地域に関しまして、新たに拡声子局を8
基増設するというので、計45基ということになります。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 1件お聞きします。こちらの防災行政無線、Jアラート等にも対
応したものということでよろしいでしょうか。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの岩永議員の御質問ですが、こちらについま

しては、Jアラートに連携しているものということでございます。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 7番 大橋三男君。

○7番（大橋三男君） 契約の方法でございますが、ちょっと耳なれない事後審査型条件つき一般競争入札、私は無知でございますので、ちょっとこの方法論がこういった形の入札方式になるのか教えていただきたい。

また、この入札方式を選定した理由を教えていただきたい。普通の一般競争入札ではだめだったのかというのをお聞きしたいです。お願いします。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） 1点目の大橋議員の御質問でございますが、事後審査型条件つき一般競争入札というものでございますが、こちらにつきましては、養老町建設工事入札参加資格者名簿のほうに登録されているものを対象といたしまして、入札参加に係る資格要件を公告し、当該資格要件を満たすものが自由に入札に参加をして、開札後に有効な入札のうち入札価格の低いものから資格要件の審査を実施いたしまして、資格要件が的確である場合に、落札決定をするという入札方法でございます。

2点目の御質問でございますが、この事後審査型条件つき一般競争入札にした理由ということでございますが、こちらについては養老町事後審査型条件付き一般競争入札取扱要綱というものがございまして、この要綱に基づきまして町が発注する建設工事のうち、大規模であって技術的難度の高い工事等におきまして、経営事項、審査事項での総合評定値ですとか、工事实績、あと参加業者の所在範囲など、ある一定の条件を設定させていただくことで、円滑な工事施工及び品質の確保につなげていくということを目的として、この入札を実施いたしました。

以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 7番 大橋三男君。

○7番（大橋三男君） たまたま今回は1社のようにございますが、当然一般競争入札となれば審査が行われるわけですが、その辺については十分な審査をされたということでよろしいでしょうか。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、自席にて答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの御質問ですが、1社のみの応札ということでございましたが、この事後審査型条件つき一般競争入札といいますのは、先ほども申し上げましたが、入札参加に係る資格要件を公告し、当該資格要件を満たす者が自由に入札に参加できるものということで、入札に参加する機会は入札公告を掲載した時点で

確保されているということで、同時に競争性も確保されたということで考えられます。

今回は東海3県から一般競争で幅広く公告をした結果、町が提示した要件や、仕様を満たして応札してきた業者が1社であったというもので、競争性については確保されておりまして、特に問題はないものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 先ほどの総務課長の説明の中で、今回のデジタル化に伴って、私たち議員にも貸与をいただいています戸別受信機、そして町民の方が一定の金額で買われた防災ラジオが機能できないというふうな説明があったかに思いますけれども、アプリなどの充実をさらにしていただけるのであれば、戸別受信機は必要ないのではないかというふうに思うわけですが、防災ラジオに対してはやっぱ有料で町民の方が買っておられますので、貸与に対しては、無料で防災ラジオはデジタル化に伴って更新をされるのか、また戸別受信機に対してもどのように検討されているのか伺っておきたいと思います。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの水谷議員の御質問でございますが、今現在使用しております戸別受信機や防災ラジオにつきましては、先ほど申し上げましたようにデジタル化によって使用ができなくなるということで、住民の方に販売しておりました防災ラジオにつきましても、今後はデジタル化に対応した戸別受信機でちょっと対応させていただくということで、こちらの販売価格等につきましてはこれから検討させていただきますので、それで対応させていただきたいと思っております。

戸別受信機につきましてなんですけど、こちらは本来ですと全戸配付という形ができるといいんですが、こちらにつきまして、ちょっとまだこちら販売価格のほう未定で、これから検討していくものでございますが、定価についても約4万円ほどするというところでございまして、こちらに今かわるものといいますか、代替というもので、先ほども申し上げましたが、防災アプリのほう、スマートフォンやタブレット向けのアプリを導入させていただくという方法で考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 既に防災ラジオは町をもって販売をしたわけですので、丁寧な説明をしていただきたいと思います。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第23、議案第55号及び日程第24、議案第56号の計2議案については、逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑をいたします。

それでは、日程第23、議案第55号 令和元年度養老町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第55号 令和元年度養老町一般会計補正予算（第2号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3,594万2,000円を追加し、予算総額を129億5,867万8,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、施設等利用給付事業、小学校校舎等施設整備事業、中学校校舎等施設整備事業でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明をさせますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 田中会計管理者、補足説明。

○会計管理者兼会計課長（田中 隆君） それでは、私のほうから会計課に関する補正予算の補足説明を申し上げます。

まず、歳出から説明させていただきます。

8ページをごらんください。

8ページの款2総務費、項1総務管理費、13目長寿社会福祉基金費の長寿社会福祉基金積立金では、基金の一部を定期預金から地方公共団体金融機構債券に切りかえたことに伴う運用益（利息）の積み立てとして、積立金73万1,000円を増額補正いたしました。

続いて、歳入の説明をさせていただきます。

6 ページをごらんください。

6 ページの款15財産収入、項 1 財産運用収入、2 目利子及び配当金では、長寿社会福祉基金利子において、基金の一部を定期預金から地方公共団体金融機構債券に切りかえたことに伴う運用益として、利子73万1,000円を増額補正いたしました。

以上で、会計課に関する補正予算の補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 久保寺住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に歳出のほうを説明いたします。

8 ページをごらんください。

款 2 総務費、項 3 戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費では、印鑑証明における旧姓併記及び性別削除に係るシステム改修に必要な経費として、委託料で283万8,000円を増額いたしました。

次に、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、3 目福祉医療費では、平成30年度事業費が確定しましたので、福祉医療費助成事業の補助金精算に伴う返還金849万1,000円を計上いたしました。

項 2 児童福祉費、1 目児童福祉総務費では、子ども・子育て支援事業において保育料無償化の事務費用として、例規整備に係る法解釈を解説した情報を取得するための費用として44万円、子ども・子育て支援システムの改修費として、当初予算に計上した額から追加で必要となります経費93万9,000円を計上いたしました。

また、地域子育て支援拠点事業として、現在下笠保育園と中央公民館で開設しております子育て支援センターの委託料の国基準額が増額となりましたので、国基準に準じて増額させるため22万8,000円を計上いたしました。

また、施設等利用給付事業として、保育料無償化の実施に伴い、無償化の対象施設となる新制度未移行幼稚園、預かり保育事業、認可外保育施設の利用料を各施設に補填する必要がありますので、そのための費用777万円を計上しました。

項 3 災害救助費、2 目災害諸費では、災害弔慰金交付事業において養老町災害弔慰金等支給審査委員会開催に伴う委員報酬等必要経費として8万1,000円を計上いたしました。

次に、6 ページの歳入について御説明申し上げます。

款 8 地方特例交付金、項 2 子ども・子育て支援臨時交付金、1 目子ども・子育て支援臨時交付金では、保育料無償化の実施に伴い、無償化の対象施設となる新制度未移行幼稚園、預かり保育事業、認可外保育施設の利用料について補填することになりますが、その全てが国より交付金として交付されますので、その交付金額776万9,000円を計上いたしました。

次に、款13国庫支出金、項2国庫補助金、2目民生費国庫補助金では、子育て支援センターの委託料の国基準額が増額となったことに伴い、国庫補助金が増額となりますので、その増額分7万6,000円を計上いたしました。

さらに、子ども・子育て事務事業において保育料無償化の事務費用として、例規整備に係る法解釈を解説した情報を取得するための費用及び子ども・子育て支援システムの改修費として当初予算に計上した額から追加で必要となった経費については全額国より補助されますので、補助される金額137万8,000円を計上いたしました。

次に、款14県支出金、項2県補助金、2目民生費県補助金では、子育て支援センターの委託料の国基準額が増額となったことに伴い、県費補助金も増額となりますので、その増額分7万6,000円を計上いたしました。

款19諸収入、項4雑入の6目雑入では、保育料無償化に伴い、今まで保育料の中に含まれていた3歳児以上の保育認定者の副食代が保育料から分離され、低所得者及び多子世帯以外の副食代は無償化の対象外となり、実費徴収することになるため、その歳入見込み額540万5,000円を計上しました。

また、平成30年度後期高齢療養給付費負担金精算金で2,484万3,000円、後期高齢者保健事業費負担金精算金で60万6,000円をそれぞれ増額いたしました。

また、平成30年度養育医療費負担金精算金として、国庫分で24万3,000円、県費分で4万9,000円、合計29万2,000円を計上いたしました。

以上で、住民福祉部の補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 三和消防長、補足説明。

○消防長（三和隆夫君） それでは、私、消防署のほうから補正予算について御説明申し上げます。

8ページの歳出について御説明申し上げます。

款9消防費、項1消防費、2目非常備消防費では、県から消防団設備整備費補助金の追加配分があったため、非常備機械器具購入事業の救急救助用資機材として58万1,000円を増額いたしました。

続きまして、6ページの歳入について御説明申し上げます。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、6目消防費国庫補助金では、消防団設備整備費補助金として19万3,000円を増額いたしました。

以上で、消防署の補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 西川教育委員会事務局長、補足説明。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） それでは、私のほうから教育委員会に関する補正予算の補足説明をさせていただきます。

8ページの歳出をごらんいただきたいと存じます。

款10教育費、項2小学校費、1目学校管理費の小学校校舎等施設整備事業では、養老

小学校の総合防災盤複合受信機が故障し、設備の更新が必要となりましたので、取りかえ工事費用といたしまして、工事請負費514万8,000円を計上いたしました。

10ページをごらんいただきたいと存じます。

項3 中学校費、1 目学校管理費の中学校校舎等施設整備事業では、経年劣化に伴う高田中学校格技場2階の床フローリング、高田中学校、東部中学校の合併浄化槽の不良箇所の修繕費用といたしまして、施設修繕料454万7,000円を計上いたしました。

項4 社会教育費、3 目公民館費の産業文化会館維持管理費では、高田公民館2階大会議室の空調機取りかえ工事費用といたしまして、工事請負費266万2,000円を、また地区公民館維持管理費では、小畑公民館玄関扉等の修繕費用といたしまして、施設修繕料38万6,000円を増額補正させていただきました。

同じく6 目町民会館費の町民会館維持管理費では、町民会館屋上防水修繕費用といたしまして、施設修繕料26万2,000円を増額補正いたしました。

項5 保健体育費、1 目保健体育総務費の職員管理費では、総合体育館に関する事務に従事しております嘱託職員が9月末で退職となるものですから、10月から臨時職員を雇用する経費といたしまして、賃金83万8,000円を計上させていただきました。

以上で、教育委員会に関する補正予算の補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 松岡総務部長、補足説明。

○総務部長兼企画政策課長（松岡弘泰君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

歳出に関しましては、総務部関係の補正はございませんですが、6 ページの歳入について御説明させていただきます。

款17繰入金、項1 基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金では、財源調整として542万7,000円を減額いたしました。

以上で、総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 5 番 岩永義仁君。

○5 番（岩永義仁君） 1 点お聞きします。

非常備消防費の中で、救急救助資機材の購入ということでしたけれども、これはどこに何を購入したのかだけお知らせください。

○議長（長澤龍夫君） 三和消防長、答弁。

○消防長（三和隆夫君） ただいまの岩永議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

救助資機材補助整備事業といたしまして、チェーンソーと爪つきジャッキ、それからエンジンカッターをそれぞれ３種類ですけれども購入いたしまして、町内11施設にございます防災備蓄倉庫に配備いたしました。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第24、議案第56号 令和元年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第56号 令和元年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,260万9,000円を追加し、予算総額を34億7,040万9,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、平成30年度国民健康保険保険給付費等交付金（普通交付金）の確定に伴うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 田中住民人権課長、補足説明。

○住民福祉部住民人権課長（田中 実君） それでは、私のほうから補足説明させていただきます。

最初に、8ページの歳出について御説明申し上げます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金で、平成30年度国民健康保険保険給付費等交付金（普通交付金）の確定により、県への精算返還金として3,260万9,000円を増額するものでございます。

次に、6ページの歳入について御説明申し上げます。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で、財源調整として3,260万9,000円を充当する

ものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

最後に、本日決定いたしました議案審査の付託先である決算特別委員会は、9月5日木曜日及び6日金曜日の2日間とし、両日とも午前10時から、総務民生委員会は、9月9日月曜日の午前10時から、及び産業建設委員会は、同日午後1時30分から、それぞれ開催されるよう各委員会に要請いたします。

○議長（長澤龍夫君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の提案説明等は全て終了しました。

お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、あす9月5日から9月17日までの13日間は休会にいたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、あす9月5日から9月17日までの13日間は休会することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

本日は、これをもちまして散会いたします。

なお、議会2日目は9月18日水曜日午前9時30分より会議を開きます。

本日は御苦労さまでした。

（散会時間 午後0時18分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年 9 月 4 日

議 長 長 澤 龍 夫

議 員 野 村 永 一

議 員 田 中 敏 弘

